

## 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）

### 部門大会 映像・写真等役務提供者募集要項

#### 1 件名

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会 部門大会映像・写真等撮影・販売等業務

#### 2 目的

令和4年に東京都で開催する第46回全国高等学校総合文化祭東京大会において、各部門大会の映像・写真等の撮影を行って販売し、全国から参加する高校生等をおもてなしすることを目的として、役務提供者を公募により選定する。

#### 3 対象部門

弁論部門

#### 4 業務内容

DVD・Blu-ray Discの作成販売、会場内又は指定会場への中継、CDの作成販売、記録写真の撮影販売のうち、部門が指定するもの。なお、詳細は各部門が業務ごとに示す仕様書によるものとする。

#### 5 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成2年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局が実施する打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

#### 6 参加手続

##### (1) 参加申込書等の提出

本公募参加希望者は、以下の書類を提出すること。

##### ア 提出書類

提出書類	様式	記載事項等
公募審査 参加申込書	様式 1	提出年月日及び企業の住所、称号（名称）、代表者名を記載する。 代表者印の押印は必ずしも求めないものとする。
会社概要	様式 2	資料提出日現在の実態について、漏れのないように記載すること。
業務実績	様式 3	過去に履行完了した同種又は類似の業務について、最も開催規模の 大きいと考えるイベント等を新しいものから 3 件選定（全国高等学校 総合文化祭又は同種の業務を優先）して記載すること。

イ 提出期限

令和 4 年 5 月 26 日（木）

ウ 提出方法

提出期限内に、提出先まで持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けられないので注意すること。

エ 提出先

以下11の担当窓口のとおり

(2) 質問の受付及び回答

募集要領に関する質問は【様式 6】の質問書により受け付ける。

ア 質問受付期間

令和 4 年 5 月 27 日（金）午前 10 時から令和 4 年 6 月 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

送信先アドレス：tokyosoubun2022@section.metro.tokyo.jp

件名を「第 4 6 回全国高等学校総合文化祭東京大会 部門大会映像・写真等撮影・販売等業務に関する質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

質問については、参加申込のあった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。審査基準等に関することについては回答しない。

エ 回答予定日

令和 4 年 6 月 8 日（水）まで（予定）

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、【様式 4】「辞退届」を提出すること。

ア 提出期限

令和 4 年 6 月 14 日（火）

イ 提出方法

提出期限内に、提出先まで持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けられないので注意すること。

ウ 提出先

以下11の担当窓口のとおり

## 7 企画書等の提出

### (1) 提出書類

- ・提出書類のうち、様式1は、正本1部を提出すること。
- ・提出書類のうち、様式2、様式3、様式5及び企画書は、正本各1部及び写し各5部を提出すること。
- ・正本には、表紙を付け、提出年月日及び企業の所在地、商号又は名称、代表者名を記載すること。

提出書類	様式	記載事項等
1 会社概要	様式2	資料提出日現在の実態について、漏れのないように記載すること。
2 業務実績	様式3	過去に履行完了した同種又は類似の業務について、最も開催規模の大きいと考えるイベント等を新しいものから3件選定（全国高等学校総合文化祭又は同種の業務を優先）して記載すること。
3 業務実施体制	様式5	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の統括責任者、担当者を記載すること。</li><li>・企画書の提出者以外の企業等に所属する者が担当者となる場合は、当該企業名等を記載すること。</li><li>・業務に協力する企業及び担当業務について記載すること。</li></ul>
4 企画書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画書A4判（A3判折り込み可）</li><li>・企画書は、仕様書に基づいて作成すること</li><li>・企画書は1社1案とする。</li><li>・製造販売する商品は、東京都グリーン購入ガイド《本庁組織版》の基準を満たすものとする。</li><li>・商品の製造販売に当たっては、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領」を必ず参照すること。</li></ul> <p>なお、第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領第4条第2項に記載されているとおり、大会マスコットキャラクター及び愛称については、使用申請を行うことができないので、注意すること。</p>

### (2) 提出期限

令和4年6月20日（月）

### (3) 提出方法

提出期限内に、提出先まで持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。

※ファクシミリや電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

### (4) 提出先

以下11の担当窓口のとおり

## 8 選定結果通知

選定結果は次のとおり各参加者に通知する。審査結果に関する質問は一切受理しない。

### (1) 通知日

審査委員会に参加した全ての応募者に対し、審査委員会終了後、速やかに通知する。

### (2) 方法

参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

9 選定結果について

審査委員会における審査結果は第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）公式ホームページにおいて公表する。

10 その他特記事項

- (1) 役務提供業者が、部門大会映像・写真等撮影・販売等業務により第三者に対して損害や損失を与えた場合、その他事故を起こした場合、実行委員会事務局は損害賠償や損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。
- (2) 役務提供業者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン取扱いに関する要領」に定める「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）広報デザイン使用許諾申請書」を、実行委員会事務局の定める期日までに提出するものとする。なお、広報デザインの使用期限は、令和5年3月31日までを限度とする。
- (3) 役務提供業者に選定された者は、後日、「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文2022）物販・PRコーナー等の出店許可取扱要領」に定める「出店申請書（様式第2号）」を実行委員会事務局の定める期日までに提出するものとする。
- (4) カタログ販売やインターネット販売等、部門大会会場以外での販売について希望がある場合は、実行委員会事務局と協議の上決定するものとする。

11 担当窓口

名称：第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

所在地：〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目3番3号

東京都教職員研修センター8階801（2）（3）

第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

（東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合文化祭担当内）

電話：03-3830-1213

担当者：部門専門官 渡邊 博道